

委託事業主のみなさまへ

令和6年度 労働保険年度更新のお知らせ

新潟労働局 総務部 労働保険徴収課

労働保険の年度更新を行う時期になりました。

委託している労働保険事務組合の指定する期日までに手続きをしてください。

なお、令和6年度から労災保険率、労務費率、第2種特別加入保険料率が改定されますので、ご注意ください。

《別紙参照》

1 確定申告の対象工事の把握

- (1) 年間の工事を一括して申告が必要なのは、令和5年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日の間）に終了した元請工事（共同企業体は除く。）で、そのうち当初の請負金額が1億8000万円未満（平成27年度以降に開始した工事は消費税を除いた金額です。）でかつ労災保険料額が160万円未満の工事です。
なお、平成31年4月1日以降に開始された工事については、今までの一括で申告できる地域的制限はなくなり、全国どの地域であっても一括で申告できるようになりました。
※ 平成31年3月31日までに開始された工事について一括で申告できるのは、新潟県内、隣接県内及び東京都
- (2) 上記以外の工事は、別途施工場所を管轄する労働基準監督署で保険成立及び申告手続が必要です。
- (3) 前年度以前に着工している工事で、上記の期間に繰り越して終了した工事も含まれます。
従って契約書、変更契約書、元帳等によって完成した工事と請負金額の変更について、正しく把握してください。
- (4) 建設業は各工事の内容により労災保険率が異なりますので、契約書上の工事名称にとらわれず、工事内容を確認のうえ業種の種類ごとに区別してください。

2 工事の業種の種類

【31】 水力発電施設・ずい道等新設事業

①水力発電施設新設事業、②高えん堤新設事業、③ずい道新設事業

【32】 道路新設事業

道路の新設に関する建設事業及びこれに附帯して行われる事業

【33】 舗装工事業

①道路、広場、プラットホーム等の舗装事業、②砂利散布の事業、③広場の展圧又は芝張りの事業

【34】 鉄道又は軌道新設事業

①開さく式地下鉄道の建設に関する建設事業、②その他の鉄道又は軌道の建設に関する建設事業

【35】 建築事業

①鉄骨造り又は鉄骨鉄筋若しくは鉄筋コンクリート造りの家屋の建設事業、②木造、レンガ、石造り、ブロック造りの家屋の建設事業、③橋りょう建設事業、④建築物の新設に伴う設備工事業、⑤建築物の新設に伴う電気設備工事業、⑥送電線路又は配電線路の建設事業、⑦工作物の解体（再度使用することを前提に解体するものに限る。）、移動、取りはずし又は撤去の事業、⑧その他の建築事業

【38】 既設建築物設備工事業

既設建築物の内部において主として電話、給水給湯等、衛生消火等、暖房冷房換気乾燥温湿度調整等の設備工事、工作物の塗装、その他の設備工事・電気設備工事・建具の取付け、床張り、その他内装工事業

【36】 機械装置の組立て又は据付けの事業

各種機械装置の組立て又は据付けの事業・索道建設事業

【37】 その他の建設事業

①えん堤の建設事業、②ずい道の改修、復旧若しくは維持の事業又は推進工法による管の埋設の事業、③道路の改修、復旧又は維持の事業、④鉄道又は軌道の改修、復旧又は維持の事業、⑤河川又はその附属物の改修、復旧又は維持の事業、⑥運河若しくは水路又はこれらの附属物の建設事業、⑦貯水池、鉍毒沈澱池、プール等の建設事業、⑧水門、樋門等の建設事業、⑨砂防設備の建設事業、⑩海岸又は港湾における防波堤、岸壁、船だまり場等の建設事業、⑪湖沼、河川又は海面の浚渫、干拓又は埋立ての事業、⑫開墾、耕地整理又は敷地若しくは広場の造成の事業、⑬造園の事業、⑭地下に構築する各種タンクの建設事業、⑮鉄管、コンクリート管、ケーブル、鋼材等の埋設の事業、⑯さく井事業、⑰工作物の解体事業、⑱沈没物の引揚げ事業、⑲その他の各種建設事業（除雪作業も含む。）

3 業種の種類ごとの区分で特に注意する工事

(1) 建築工事と設備工事

【35】建築事業とは

建築物及び橋りょうの新設工事、新設に伴う各種設備工事、工作物の解体（再度使用することを前提に解体するものに限る。）等を行う事業です。

《具体例》家屋等の建設・橋りょうの建設・建築物の新築に伴う電気、電話、給排水、冷暖房等の設備工事・工作物の取り外し、移動・**既設建築物の外部での高所作業を伴う工事**

【38】既設建築物設備工事業とは

主として既設建築物の内部において各種設備工事、既設建築物の建具の取付けや内装工事等を行う事業です。

《具体例》既設建築物内部における電気、電話、給排水、冷暖房等の設備工事・床張り、壁張り、間仕切り、階段等の改修工事、**既設建築物の外部における高所作業を伴わない設備工事**

(2) 工作物の解体の事業

業種番号【35】に該当する事業とは

この分類に該当する事業は、工作物に使用されている資材を「そのまま用いて」再度当該工作物を組み立てることが可能な状態に解体する事業に限定されます。

業種番号【37】に該当する事業とは

①工作物の容体が原形をとどめず、かつ、これを構成する材料の全部または大部分が、全くまたは殆ど原形をとどめない程度に解体する事業、②工作物に使用されている資材の大部分を、再度使用しないこと又は再生して再度利用することを前提として解体する事業

4 一括有期事業報告書（建設の事業）の記入について

- 様式第7号（甲）の「一括有期事業報告書」は、令和5年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日の期間）に終了した、1ページの「1 確定申告の対象工事の把握」に該当する工事について、事業の名称、所在地、工事期間、請負代金、加算する額、控除する額、請負金額、労務費率、賃金総額を事業の種類ごとに区別して記入してください。なお、500万円未満の工事は「〇〇工事以下〇件」としてまとめて記載して構いませんが、必ず内訳表を作成し保存しておいてください。
- 「加算する額」とは、その工事に対して発注者より支給された資材の価格、又は貸与された機械器具の損料であり、請負代金に加算することになります。
- 「控除する額」とは、事業の種類【36（機械装置の組立又は据付けの事業）】で、据え付ける「機械装置の価格」をいい、請負代金から控除することになります。
- 請負金額に係る消費税の取扱いについては、**平成27年4月1日以降に開始された工事は消費税を除いた額を、平成27年3月31日以前に開始された工事は消費税を含めた額をそれぞれ記入してください。**
- 一括有期事業における消費税の取扱いに係る記入方法について、**平成25年10月1日から平成27年3月31日までに開始した工事は、消費税率等に係る暫定措置が適用されます。**そのため、この期間に開始した工事に係る有期事業報告書（建設の事業）の請負金額の小計欄は2分割し、上段には消費税を含めた請負金額を、下段には上段の金額に108分の105を乗じて得た額をそれぞれ記入します。また、賃金総額の小計欄についても2分割し、上段には個々の工事ごとの賃金総額の合計額を、下段には請負金額の計の欄の下段の額に労務費率を乗じて得た額をそれぞれ記入します。
なお、令和元年10月1日付け消費税率の引上げに伴う取扱いは、工事の終了が令和元年10月1日以降であっても、平成31年3月31日以前に締結した契約に基づく工事については、消費税率8%が適用される「経過措置」の対象となっています。

5 一括有期事業総括表の記入について

一括有期事業報告書の業種の種類と開始年度ごとに取りまとめた請負金額を、一括有期事業総括表の該当する「事業開始時期」の請負金額欄に転記し、労務費率を乗じて得た額の千円未満を切捨てた額が「賃金総額」になり、賃金総額に労災保険率を乗じて労災保険料額を計算します。各事業の種類と開始時期毎に算出した労災保険料額をすべて合計し、年間の労災保険料額を算出します。※組機様式第8号の総括表を使用する事務組合もあります。

6 アスベスト救済法に基づく一般拠出金について

平成26年4月1日より、一般拠出金率は0.02/1000となっています。

7 労務費率・労災保険率について

【令和6年4月1日改定】

業種	事業の種類		事業開始時期	労務費率 (%)	労災保険率 1000分の
31	水力発電施設・ ずい道等新設事業		H27.3.31以前	18	89
			H30.3.31以前		79
			R6.3.31以前	19	62
			R6.4.1以降		34
32	道路新設事業		H27.3.31以前	20	16
			H30.3.31以前		11
			H30.4.1以降	19	
33	舗装工事業		H27.3.31以前	18	10
			H30.3.31以前		9
			H30.4.1以降	17	
34	鉄道又は軌道新設事業		H27.3.31以前	23	17
			H30.3.31以前	25	9.5
			R6.3.31以前	24	9
			R6.4.1以降	19	
35	建築事業		H27.3.31以前	21	13
			H30.3.31以前	23	11
			H30.4.1以降		9.5
38	既設建築物設備工事業		H27.3.31以前	22	15
			H30.3.31以前	23	
			H30.4.1以降		12
36	機械装置 の組立て 又は据付け の事業	組立て又は 取付けに 関するもの	H27.3.31以前	38	7.5
			H30.3.31以前	40	6.5
			R6.3.31以前	38	
			R6.4.1以降		6
		その他のもの	H27.3.31以前	21	7.5
			H30.3.31以前	22	6.5
			R6.3.31以前	21	
			R6.4.1以降		6
37	その他の建設事業		H27.3.31以前	23	19
			H30.3.31以前	24	17
			R6.3.31以前		15
			R6.4.1以降	23	

8 労働保険料等の納付は指定期日までに

労働保険料等（一般拠出金を含む。）は事務組合から「労働保険料等納入通知書」により通知されますので、指定期日までに必ず事務組合に納入してください。

9 特別加入制度について

- 労働者を年間100日以上雇用していることが常態とする事業主**は、中小事業主として特別加入（第一種特別加入）をすることができます。

特別加入をすると、所定労働時間内に労働者と同様の業務に従事している際の事故や、労働者の就業時間に接続して行われる業務を事業主のみで行う場合の事故、通勤途中の事故などによる負傷等の治療費等について、労災保険の給付を受けることができます。

具体的な手続方法等は、事務組合、新潟労働局総務部労働保険徴収課又は最寄の労働基準監督署にご相談ください。
- 事業主本来の業務中（事業主団体の会議などの事業主としての立場において行われる業務）の事故などによる負傷等の治療費等は、労災保険の給付の対象とはなりません。
- 既に特別加入されている方で、特別加入時の状況（業務内容の変更、役職名の変更、辞職など）に変更がありましたら、必ず事務組合に連絡してください。

10 一括有期事業報告書の記入方法

様式7号(第34条関係)(甲) 労働保険 一括有期事業報告書(建設の事業) 事業主控

労働保険番号 15 1 0 1 9 9 9 9 5 0 0 1 3枚のうち 1枚目

事業の名称	事業場の所在地	事業の期間	請負金額の内訳				労務費率	賃金総額
			請負代金の額	請負代金に 加算する額	請負代金から 控除する額	請負金額		
○×邸新築工事	新潟市	5年4月10日から 5年8月25日まで	31,500,000	315,000		31,815,000	23	7,317,450
○×△邸屋根改修工事 他15件	新潟市	5年4月1日から 6年3月31日まで	52,500,000	支給資材・ 機械の損料	機械装置	52,500,000	23	12,075,000
▶ 500万円未満はまとめて記載(ただし、必ず内訳表を作成し保管のこと。)			84,000,000	315,000		84,315,000		19,392,450
事業の種類	35:建設業	計						

前年度中(保険関係が消滅した日まで)に廃止または終了があったそれぞれの事業の明細を上記のとおり報告します。

令和 6 年 7 月 3 日 郵便番号 951-0000 電話 025-234-0000

新潟労働局労働保険特別会計歳入徴収官 殿 住所 新潟市中央区美咲町1-2-0 事業主 氏名 ○○○建設株式会社取締役○○△△ (法人のときはその名称及び代表者の氏名)

様式7号(第34条関係)(甲)(別紙) 労働保険 一括有期事業報告書(建設の事業) 事業主控

事業の名称	事業場の所在地	事業の期間	請負金額の内訳				労務費率	賃金総額
			請負代金の額	請負代金に 加算する額	請負代金から 控除する額	請負金額		
○雨水幹線埋設工事	新発田市	31年3月20日から 5年4月30日まで	31,500,000			31,500,000	24	7,560,000
(平成27年4月1日～ 平成30年3月31日工事開始分)	(小計)	年 月 日から 年 月 日まで	31,500,000			31,500,000		7,560,000
○△下水道管布設工事	新津市	5年4月10日から 5年7月30日まで	23,100,000			23,100,000	24	5,544,000
○×アパート解体工事	魚沼市	5年5月10日から 5年5月31日まで	8,500,000			8,500,000	24	2,040,000
(平成30年4月1日以降 工事開始分)	(小計)	年 月 日から 年 月 日まで	31,600,000			31,600,000		7,584,000
事業の種類	37:その他の建設業	計	63,100,000			63,100,000		14,829,000
						62,225,000		14,627,750

11 一括有期事業総括表の記入方法

別添様式 労働保険等 令和5年度一括有期事業総括表(建設の事業) 事業主控

業種 番号	事業の種類	事業開始時期	請負金額	労務 比率	賃金総額	保険料率		一括有期事業報告書 枚添付
						基礎料率	アドオン料率	
35	建築事業	平成27年3月31日 以前のもの		21	千円	13		円
		平成30年3月31日 以前のもの		23	千円	11		円
		平成30年4月1日 以降のもの	84,315,000	23	19,392,450	9.5		184,224
37	その他の建設事業	平成27年3月31日 以前のもの		23	千円	19		円
		平成30年3月31日 以前のもの	31,500,000	24	7,560,000	17		128,520
		平成30年4月1日 以降のもの	31,600,000	24	7,584,000	15		113,760
		平成19年3月31日 以前のもの		①	千円			円
	合計		147,415,000		34,536			426,504
				②(①を除いた合計)	34,536 千円		③一般拠出金率 1000分の 0.02	一般拠出金額 (②×③) 690 円

別添一括有期事業報告書の明細を上記のとおり総括して報告します。

令和 6 年 7 月 3 日 郵便番号 951-0000 電話番号 025-234-0000

新潟労働局労働保険特別会計歳入徴収官 殿 住所 新潟市中央区美咲町1-2-0 事業主 氏名 ○○○建設株式会社取締役○○△△ (法人のときはその名称及び代表者の氏名)

事業主の皆さまへ

労災保険の料率が変わります

令和6年度から労災保険率、労務費率、第2種特別加入保険料率を改定します。

令和6年度の労災保険の概算保険料は新しい料率で、令和5年度の確定保険料はこれまでの料率での申告をお願いします。

1. 労災保険率の改定

(令和6年4月1日改定)

事業の種類の分類	番号	事業の種類	労 災 保 険 率		
			新	旧	
林業	02-03	林業	52/1,000	60/1,000	
漁業	11	海面漁業（定置網漁業又は海面魚類養殖業を除く）	18/1,000	18/1,000	
	12	定置網漁業又は海面魚類養殖業	37/1,000	38/1,000	
鉱業	21	金属鉱業、非金属鉱業（石灰石鉱業又はトロマイト鉱業を除く）又は石灰鉱業	88/1,000	88/1,000	
	23	石灰石鉱業又はトロマイト鉱業	13/1,000	16/1,000	
	24	原油又は天然ガス鉱業	2.5/1,000	2.5/1,000	
	25	採石業	37/1,000	49/1,000	
	26	その他の鉱業	26/1,000	26/1,000	
建設事業	31	水力発電施設、ずい道等新設事業	34/1,000	62/1,000	
	32	道路新設事業	11/1,000	11/1,000	
	33	舗装工事業	9/1,000	9/1,000	
	34	鉄道又は軌道新設事業	9/1,000	9/1,000	
	35	建築事業（既設建築物設備工事業を除く）	9.5/1,000	9.5/1,000	
	38	既設建築物設備工事業	12/1,000	12/1,000	
	36	機械装置の組立て又は据付けの事業	6/1,000	6.5/1,000	
	37	その他の建設事業	15/1,000	15/1,000	
	製造業	41	食料品製造業	5.5/1,000	6/1,000
		42	繊維工業又は繊維製品製造業	4/1,000	4/1,000
44		木材又は木製品製造業	13/1,000	14/1,000	
45		パルプ又は紙製造業	7/1,000	6.5/1,000	
46		印刷又は製本業	3.5/1,000	3.5/1,000	
47		化学工業	4.5/1,000	4.5/1,000	
48		ガラス又はセメント製造業	6/1,000	6/1,000	
66		コンクリート製造業	13/1,000	13/1,000	
62		陶磁器製品製造業	17/1,000	18/1,000	
49		その他の窯業又は土石製品製造業	23/1,000	26/1,000	
50		金属精錬業（非鉄金属精錬業を除く）	6.5/1,000	6.5/1,000	
51		非鉄金属精錬業	7/1,000	7/1,000	
52		金属材料品製造業（鋳物業を除く）	5/1,000	5.5/1,000	
53		鋳物業	16/1,000	16/1,000	
54		金属製品製造業又は金属加工業（洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業及びめっき業を除く）	9/1,000	10/1,000	
63		洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業（めっき業を除く）	6.5/1,000	6.5/1,000	
55		めっき業	6.5/1,000	7/1,000	
56		機械器具製造業（電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、船舶製造又は修理業及び計量器、光学機械、時計等製造業を除く）	5/1,000	5/1,000	
57		電気機械器具製造業	3/1,000	2.5/1,000	
58		輸送用機械器具製造業（船舶製造又は修理業を除く）	4/1,000	4/1,000	
59		船舶製造又は修理業	23/1,000	23/1,000	
60		計量器、光学機械、時計等製造業（電気機械器具製造業を除く）	2.5/1,000	2.5/1,000	
64		貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	3.5/1,000	3.5/1,000	
61	その他の製造業	6/1,000	6.5/1,000		
運輸業	71	交通運輸事業	4/1,000	4/1,000	
	72	貨物取扱事業（港湾貨物取扱事業及び港湾荷役業を除く）	8.5/1,000	9/1,000	
	73	港湾貨物取扱事業（港湾荷役業を除く）	9/1,000	9/1,000	
	74	港湾荷役業	12/1,000	13/1,000	
電気、ガス、水道又は熱供給の事業	81	電気、ガス、水道又は熱供給の事業	3/1,000	3/1,000	
その他の事業	95	農業又は海面漁業以外の漁業	13/1,000	13/1,000	
	91	清掃、火葬又ははと畜の事業	13/1,000	13/1,000	
	93	ビルメンテナンス業	6/1,000	5.5/1,000	
	96	倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	6.5/1,000	6.5/1,000	
	97	通信業、放送業、新聞業又は出版業	2.5/1,000	2.5/1,000	
	98	卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業	3/1,000	3/1,000	
	99	金融業、保険業又は不動産業	2.5/1,000	2.5/1,000	
	94	その他の各種事業	3/1,000	3/1,000	
船舶所有者の事業	90	船舶所有者の事業	42/1,000	47/1,000	

2. 労務費率の改定

請負による建設事業において、賃金総額を正確に把握することが困難な場合に保険料の算定に使用する労務費率は、以下のように改定します。(令和6年4月1日改定)

事業の種類/分類	番号	事業の種類	請負金額に乘ずる率		
			新	旧	
建設事業	31	水力発電施設、ずい道等新設事業	19%	19%	
	32	道路新設事業	19%	19%	
	33	舗装工事業	17%	17%	
	34	鉄道又は軌道新設事業	19%	24%	
	35	建築事業（既設建築物設備工事業を除く）	23%	23%	
	38	既設建築物設備工事業	23%	23%	
	36	機械装置の組立て又は据付けの事業	組立て又は取付けに関するもの その他のもの	38%	38%
	37	その他の建設事業	21%	21%	
		その他の建設事業	23%	24%	

3. 第2種特別加入保険料率の改定

(令和6年4月1日改定)

事業又は作業の種類/番号	事業又は作業の種類	第2種特別加入保険料率	
		新	旧
特1	労働者災害補償保険法施行規則（以下「労災則」という）第46条の17第1号の事業（個人タクシー、個人貨物運送業者、原動機付自転車又は自転車を使用して行う貨物の運送の事業）	11/1,000	12/1,000
特2	労災則第46条の17第2号の事業（建設業の一人親方）	17/1,000	18/1,000
特3	労災則第46条の17第3号の事業（漁船による自営業者）	45/1,000	45/1,000
特4	労災則第46条の17第4号の事業（林業の一人親方）	52/1,000	52/1,000
特5	労災則第46条の17第5号の事業（医薬品の配置販売業者）	6/1,000	7/1,000
特6	労災則第46条の17第6号の事業（再生資源取扱業者）	14/1,000	14/1,000
特7	労災則第46条の17第7号の事業（船員法第1条に規定する船員が行う事業）	48/1,000	48/1,000
特8	労災則第46条の17第8号の事業（柔道整復師）	3/1,000	3/1,000
特9	労災則第46条の17第9号の事業（創業支援等措置に基づく事業を行う高齢者）	3/1,000	3/1,000
特10	労災則第46条の17第10号の事業（あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゆう師）	3/1,000	3/1,000
特11	労災則第46条の17第11号の事業（歯科技工士）	3/1,000	3/1,000
特12	労災則第46条の18第1号口の作業（指定農業機械 作業従事者）	3/1,000	3/1,000
特13	労災則第46条の18第2号イの作業（職場適応訓練受講者）	3/1,000	3/1,000
特14	労災則第46条の18第3号イ又は口の作業（金属等の加工、洋食器加工作業）	14/1,000	15/1,000
特15	労災則第46条の18第3号ハの作業（履物等の加工の作業）	5/1,000	6/1,000
特16	労災則第46条の18第3号ニの作業（陶磁器製造の作業）	17/1,000	17/1,000
特17	労災則第46条の18第3号ホの作業（動力機械による作業）	3/1,000	3/1,000
特18	労災則第46条の18第3号ヘの作業（仏壇、食器の加工の作業）	18/1,000	18/1,000
特19	労災則第46条の18第2号口の作業（事業主団体等委託訓練従事者）	3/1,000	3/1,000
特20	労災則第46条の18第1号イの作業（特定農作業従事者）	9/1,000	9/1,000
特21	労災則第46条の18第4号の作業（労働組合等常勤役員）	3/1,000	3/1,000
特22	労災則第46条の18第5号の作業（介護作業従事者及び家事支援従事者）	5/1,000	5/1,000
特23	労災則第46条の18第6号の作業（芸能関係作業従事者）	3/1,000	3/1,000
特24	労災則第46条の18第7号の作業（アニメーション制作作業従事者）	3/1,000	3/1,000
特25	労災則第46条の18第8号の作業（情報処理システムの設計等の情報処理に係る作業従事者）	3/1,000	3/1,000

なお、第3種特別加入保険料率（海外で行われる事業に派遣される労働者等）はこれまでと同様 **3/1,000** で改定はありません。

ご不明な点は、お近くの都道府県労働局、労働基準監督署にお問い合わせください。

厚生労働省ホームページ：労働保険制度（制度紹介・手続き案内）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/hoken/980916_1.html

厚生労働省 労働保険制度

検索

または二次元コードから ▶

